ガイドライン個票 英国

|  |  |
| --- | --- |
| ガイドライン名 | 国家的重要インフラプロジェクト：累積的影響評価に関する助言  Nationally Significant Infrastructure Projects: Advice on Cumulative Effects Assessment |
| 発行者、発行年月 | 英国計画検査局（Planning Inspectorate）, 2024.9 |
| 頁数 | ウェブページのためページ数なし（日本語訳はA4で13ページ相当） |
| 法的根拠・位置づけ | 本助言は、2008年計画法（Planning Act 2008）第51条に基づき、法、規則を補完する目的で作成されたもの。本助言は法定外（non-statutory）のものであるが、申請者等はこれに準じるべき（should follow）とされている。  内容は、国家的に重大なインフラプロジェクト（NSIP）における累積的影響評価を実施するためのプロセスをまとめたもの。（日本語訳ｐ.2） |
| ガイドライン対象者 | エネルギー、輸送、水道、廃水、廃棄物の分野における国家的に重要なインフラプロジェクト(NSIP)の開発許可申請者  ※本助言には、「申請者、市民ほか関係者は国家インフラ計画に関するガイダンスを合わせて読むこと」との記載があり、上記の記載は当該ガイダンスより。  （日本語訳ｐ.2） |
| 対象とする事業・計画 | エネルギー、輸送、水道、廃水、廃棄物の分野における国家的に重要なインフラプロジェクト(NSIP) |
| 累積的影響の定義、基本的な考え方 | ・EUのEIA規則2017による。「影響を受ける可能性のある環境上特に重要な地域や天然資源の利用に関連する既存の環境問題を考慮した上で、他の既存のプロジェクトや承認されたプロジェクトとの累積的影響」  ・「その他の既存のプロジェクトや承認されたプロジェクト」はこの助言においては「合理的に予見可能（reasonably foreseeable）な」既存の計画やプロジェクトが含まれる。（日本語訳P.4～）  ・累積的影響は、１つの開発の要素間の相互関係（生態学と水文学など）の評価とは別である。これらの要素は通常、複合影響として評価される。（日本語訳P.5～） |
| 累積的影響評価の手順 | ・累積的影響評価（CEA）に関する単一の基準はなく、どのようなアプローチをとるかは申請によって異なる。（日本語訳ｐ.2）アプローチは様々あるが、この助言では以下の４つのステージを提案する。（日本語訳P.5～）  **１．ロングリストの作成（第１ステージ）**  →各種情報源から、既存あるいは承認された開発事業のリストを作成する。  **２．ショートリストの作成（第２ステージ）**  →閾値を設定し、ロングリストに適用することでCEAに含めるべき事業を特定する。  **３．情報収集（第３ステージ）**  →第２ステージで絞り込んだ事業について、詳細な情報を収集する。  **４．評価（第４ステージ）** |
| 累積的影響を受ける要素（VE、VEC等）の範囲、条件 | ・本助言には具体的記載は無いが、引用されているEIA規則に「影響を受ける可能性のある、特定の環境上の重要性を有する地域または天然資源の利用に関する既存の環境問題を考慮する」との記載がある。（日本語訳P.4～） |
| 対象とする時間的な範囲 | ・「合理的に予見可能（reasonably foreseeable）な」既存の計画やプロジェクトが含まれる。（日本語訳P.4～） |
| 対象とする空間的範囲 | ・具体的記載は無いが、場合によっては国外（EU加盟国）も含むべきと記載されている：関連性がある場合、申請者は、イギリス国外の開発における累積的影響の特定をするために、EU加盟国の認可機関にコンサルテーションをするべきである。（日本語訳p.7） |
| 累積影響の解析の対象とする事業の範囲 | ・同種事業に限定すべきではない。例として、洋上風力発電の場合、他の洋上風力発電基地を評価するだけでなく、ZOI内で認可・許可された洋上の活動も考慮に入れるべきである。  ・関連性がある場合、申請者は、イギリス国外の開発における累積的影響の特定をするために、EU加盟国の認可機関にコンサルテーションをするべきである。（日本語訳p.7）  ・事業の確実性を、以下のようにティア１からティア３に分類し、いずれも可能な限り予測評価に含めるべきとしているが、ティア３については定性的・概略的な評価も可としている。（日本語訳p.12，14）  ティア１：建設中の事業、または法に基づき許可あるいは申請された事業  ティア２：計画検査局のプロジェクト計画に含まれる事業  ティア３：計画検査局がプロジェクト計画のうちスコーピング未実施のもの、関連する計画の中で開発が進む可能性が合理的に高いもの |
| 解析ツール | 第１ステージにおいては、地理情報システム（GIS）を用いて、各環境影響のZOIをマッピングすることを推奨している。（日本語訳p.7） |
| 評価の考え方、閾値の設定方法・設定者等 | ・他の事業の影響がまだ完全に決まっていない場合、例えば、ミティゲーションの結果がモニタリング中であり、まだ判明していない場合、CEAにおいてこれらを検討することが適切。（日本語訳p.10）  【閾値の設定】  ・閾値は、時間的範囲、開発の規模と性質、その他の要因（受容環境の性質および許容力など）をふまえて明確に示されるべきである。（日本語訳p.11）  ・専門家の判断により、閾値の基準を補完することもできる（閾値を下回るが重大な影響をもたらす可能性のある特性を有する/閾値を下回るが、当該事業に近接しているため、累積的影響をもたらす可能性がある）  ・逆に、専門家の判断により、閾値を超えるが、明確な影響を生じさせない可能性のある他の既存及び承認された開発の除外することもありえる。（日本語訳p.12）  【評価の考え方】  ・入手可能な情報に応じた適切な詳細度で実施すること  ・情報入手の限界や不足を説明し記録すること  ・可能な限り、全てのティア１とティア２の案件を考慮すること  ・可能な限り、全てのティア３の案件を考慮すること。ただし、定性的かつ概略的な評価でも可  ・環境影響評価書に文書化すること（日本語訳p.14）  【影響の大きさの基準】  ・独自の重要性判断基準を設ける場合、以下の項目を考慮するべきである。  ・影響の継続期間（一時的か永続的か）  ・影響の範囲（地理的な区域）  ・影響の種類（加算的か相乗的か）  ・影響の頻度  ・影響を受ける側の価値と回復力  ・ミティゲーションの成功の可能性（効果） |
| ミティゲーションの責務（誰が責任を負うか） | ・最低限、申請者は「提案する事業に関連する影響に対処するために必要なミティゲーションを含める」ことが期待される。  ・正当な理由があり、関連する協議機関との合意がある場合には、プロジェクト間での影響と緩和措置の配分について認められる可能性がある。これはアセス図書において証明される必要がある。  ・可能な場合、申請者はCEAで特定された他の関連機関と協力して、包括的なミティゲーション戦略を策定する機会を検討するべきである。  （日本語訳p.16） |
| モニタリングの責務、範囲 | （特段記載は無いが、上記ミティゲーションの記載は、「ミティゲーションとモニタリング」の項目に記載されているため、モニタリングについても同様の考え方が適用できると考えられる。） |
| 累積的影響評価における住民参加 | 特段記載は無い |
| データベース等支援システムの有無 | 特段記載は無い |
| 推奨されている優良事例とそのポイント | 特段記載は無い |
| 累積的影響評価を実施する上での課題等 | 特段記載は無い |
| その他特記事項 | ・ハビタット規制アセスメント（Habitats Regulations Assessment）が行われる場合は、共通のデータを使用し、アセス図書のセクションやパラグラフ番号を相互参照するよう推奨されている。  ・関連する法的要件やガイダンスとして以下が記載されている。  ○インフラ計画（環境影響評価）（EIA規則2017）  The Infrastructure Planning (Environmental Impact Assessment) Regulations 2017 (the EIA Regulations 2017)（<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/572/contents/made>）  ○関連機関のガイダンス  ・『累積的影響のスコーピングに関する戦略的枠組み（MMO 1055）』（海洋管理機構（Marine Management Organisation）,2014年）  A strategic framework for scoping cumulative effects (Marine Management Organisation 1055) (2014),  (<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7d6db6e5274a7b50cceeb2>  /MMO1055\_Report\_Final.pdf)  ・『海洋保護区（Marine Protected Areas）に関連する累積影響評価（Cumulative Impact Assessments, CIA）の情報提供のための一般的な枠組みの開発』（Natural England, 2014年）Development of a generic framework for informing Cumulative Impact Assessments (CIA) related to Marine Protected Areas through evaluation of best practice (Natural England, 2014年）  （<https://publications.naturalengland.org.uk/publication/6341085840277504>）  ・『道路および橋梁の設計マニュアル』(DMRB)(Highway Agency)  [Design Manual for Roads and Bridges (DMRB)](https://www.standardsforhighways.co.uk/dmrb/)  (https://www.standardsforhighways.co.uk/dmrb/)  ・『間接的および累積的影響、影響相互作用の評価に関するガイドライン』（欧州委員会,1999年）Guidelines for the Assessment of Indirect and Cumulative Impacts, Impact Interactions (European Commision 1999),  (<https://tethys.pnnl.gov/sites/default/files/publications/European-Commission-1999.pdf>)  ○欧州委員会ガイダンス  ・プロジェクトの環境影響評価に関するガイダンス 環境影響評価報告書の作成に関する指針（EU, 2017年）  Environmental Impact Assessment of Projects Guidance on the preparation of the Environmental Impact Assessment Report (European Union, 2017)  (https://ppp.worldbank.org/public-private-partnership/sites/default/files/2021-04/EIA\_guidance\_EIA\_report\_final.pdf) |
| URL | https://www.gov.uk/guidance/nationally-significant-infrastructure-projects-advice-on-cumulative-effects-assessment |